

第9章

「ソフトな予算制約」と金融システムの改革

——ポーランド——

はじめに

1989年に、ポーランド、ハンガリー、チェコスロバキアなどを含む東中欧地域の全体で、国営企業を中心とした中央計画経済から民営企業に基礎をおく市場経済への急速な移行が始まり、今や、それは旧ソ連邦をも巻き込む大きな流れとなった。経済発展を推進するための基本的な社会的枠組みとして自由な競争にもとづく市場制度が不可欠であり、しかも中央計画経済はそれと両立しないという認識は、普遍的なものになりつつある。

しかしながら、競争的な市場機構をベースとする経済制度への転換は、計画経済のもとで機能してきたさまざまなメカニズムを廃止すれば、それで事足りるという性質のものではない。それは市場機構を機能させるための諸制度や社会的諸関係を新たに作り上げると同時に、旧来のメカニズムのもとで形成され日常生活のなかにしっかりと根を張った社会的意識を新しい経済環境に適応的なものに作り変えることをも意味しており、必然的に長期的な過程にならざるを得ない。しかも、経済体制の転換過程を左右するのは、必ずしも利害を同じくしないさまざまな社会的グループの個別の意思決定とそれらをなんらかの方法で集約した社会全体としての意思決定であり、後者は個別利害の集約過程に内在する不安定性から独立でない⁽¹⁾。転換過程は、前進と後退が交錯する、ジグザグな過程になる。しかも、前進と後退の区別さえ、しばしば明瞭でない。

本章では、東欧諸国、とくにポーランドの体制変換にともなう問題を、その核心である企業経営に視点を置くことによって分析する。中央計画経済の欠陥が「ソフトな予算制約」（第1節2項参照）と呼ばれる企業の経営環境に集中的に現れ、その改革こそが体制変革の中心的な内容となるためである。金融システムは財政制度と並んでこの「ソフトな予算制約」を支える柱であり、その抜本的な改革は「ソフトな予算制約」を作り変えるための必須条件である。ところが、後でみるように、金融システムには、過去の遺産による困難に加えて、体制変換にともなう困難までもがしわ寄せされており、外的環境の変化に対してきわめてもろい体質を抱えることになっている。

本章の構成は次のとおりである。まず、ポーランド経済の体制的変換の開始時点（1989年）における経済構造の特徴とそこから派生する問題を分析する。体制変換をリードする改革プログラムの内容を評価するためには、歴史的に与えられた変換過程の初期条件をまず理解しなければならない。次に、ポーランドにおける体制変換の過程を実際に導いたバルセロビッチ（Barcelowicz）・プログラムをとりあげ、その意図と効果をデータにもとづいて検討する。とりわけ、為替政策、インフレ対策、貨幣・信用政策に注目する。続いて、体制変換のダイナミクス、ジグザグな改革の進行過程に内在する論理を取り出して分析する。最後に、改革過程における金融改革の役割について検討する。

第1節 1989年9月以前の状況

1. スターリン体制：集権的中央計画経済

(1) 基本的な制度的特徴

第2次大戦後ポーランドに移植された集権的中央計画経済は、旧ソ連邦で1930年代前半に成立したスターリン体制を原型としており、国家的経済計

画・国家財政への金融部門と企業経営の吸収・融合をその基本的な特徴としている。そこでは、経済全体がさまざまな組織からなるひとつの巨大なヒエラルキー組織になっており、資源配分は、中央計画局を中心とした指令型システムによって決定される。企業部門は基本的に中央計画によって決められた予算の執行機関であり、企業活動は、中央計画との整合性によって評価される。企業間の取引も中央計画によって規定されており、取引にともなう資金の授受はすべて各企業が国家銀行に保有する口座の振替によって行われ、企業間信用は許されていない。国家銀行といくつかの特殊銀行からなる金融部門も予算の執行機関の一部であり、企業活動が計画どおりに行われるように資金を配分し、また、企業の資金を管理することによって企業活動が計画どおりに行われているかどうかをモニターするのがその主要な役割である。財・サービスの価格も集権的に中央計画局によって決定され、これも長期間固定される傾向にある。ひとつには企業活動のモニターを容易にするためであり、2つには価格機構に代替するものとして意図的に実物的な経済関係を作り上げようとしたためである。

(2) スターリン体制の諸問題

スターリン体制は、企業間あるいは企業と消費者間の意思決定の不整合性を、市場を使わずに、実物的な集権的中央計画によって解決しようとしたものであるが、経済システムとしてのスターリン体制の問題は、企業経営の非効率性と恒常的な需給のミスマッチの存在としてもっとも端的に現れることになった。

まず、企業経営についていえば、費用が過大になる傾向が発生した。これにはさまざまな要因があるが、(1)実物的な中央計画の実施・達成が最優先されるため、個別企業の利潤や損失が社会的意味を失ってしまい、費用を節約しようとするインセンティブが個別企業レベルで発生しない、(2)逆に、利潤や損失が企業経営にとって意味をもたないため、企業活動によって生み出される付加価値のうち、できるだけ多くを費用化しようとする傾向が発生する、

(3)需給のミスマッチによって過剰在庫（需要が存在しないための最終製品の過剰在庫，物資の調達難を回避するための原材料・中間品などの過剰在庫）が発生する，(4)中央計画の実施能力を向上させるために，人的・物的資源を企業内部に過剰に抱え込む傾向が生ずる，などがおもな理由である。

また，需給のミスマッチの恒常的な存在は，スターリン体制の創設者の意図に反して，集権的な中央計画システムが経済主体間の意思決定の調整機構として必ずしも有効でないことを示すことになった。「割当」が一般化し，財・サービスの購入のために行列を作ることが日常的になり，行列の長さによって超過需要が調整されることになった。また，「割当」という調整機構のもとでは，買溜めや行列などの直接目に見える社会的ロスばかりでなく，割当リスクを避けるために種々雑多な製品を内製化することによって生ずる企業規模の肥大化などの間接的なロスも発生した。

2. 体制内諸改革：分権的中央計画経済

中央計画経済という基本的枠組みを維持しながら，どのようにしてそれにもとなう諸問題を解決していくか，とくに，どのようにして企業経営を効率化し需給のミスマッチを解消していくか，これが，ポーランドのみならず東欧諸国がその経済改革に際して直面した共通な課題であった。とられた政策には問題の共通性を反映して共通な傾向がみられた。市場原則の活用がそれである。その主要内容は，企業経営を国家財政から相対的に「独立」させ，企業採算の観点から企業活動を決定するようにすることと，価格による需給調整を導入することの2点である。ポーランドでも1979年の外貨危機をきっかけに広範囲にわたる改革プログラムが策定された。1981～82年に採用されたプログラムでは，国営企業に関して，自主管理，自己金融，自立経営の3つの原則(3S)を掲げ，企業はその意思決定に関して自立性をもち，他の企業あるいは銀行との関係は商業原則に従い，企業の採算は市場における経済成果に依存して決められるものとした。また，それまでは政府によって集権的

に決定されていた価格も、統制価格（政府決定）、自由価格、その他（規制価格、届け出価格など）の3つのカテゴリーに分類され、第1表に示されているように、徐々に価格に対する政府統制は緩和されていった。

市場原則を大胆に導入した経済改革ではハンガリーが先行し、ポーランドはその後を追う形になった。ところが、「市場原則」はどちらの国でも期待した効果を生まなかった。企業経営は国家財政から相対的に独立性をもつようになったものの、市場を指向した経営には転換しなかった。依然として税や補助金の制度が企業的意思決定を左右し、企業経営の焦点が国家財政から市

第1表 価格規制の変化（取引額全体に占める統制価格品などの割合）
(%)

	年	統制価格	自由価格	その他	
消費者価格	1986	46	45	9	
	1987	45	22	33	
	1988	36	29	35	
	1989	19	66	15	
	1990	11	83	6	
生産者価格					
	農産物	1986	72	28	—
		1987	72	28	—
		1988	70	30	—
		1989	59	41	—
1990		—	100	—	
工業品	1986	34	61	5	
	1987	29	64	7	
	1988	16	80	4	
	1989	11	56	33	
	1990	3	88	9	

(注) 「その他」は、規制価格、届け出価格など。

(出所) 中央統計局の資料による。

場へとシフトしなかったためである。その結果、実際には、市場ではなく、官僚主義的な計画機構におけるより「分権化」された無数の交渉ゲームが財・サービスの生産と資源配分とを規制することになった。コルナイはこのような分権化された中央計画経済における企業経営を「ソフトな予算制約」下にある企業経営と呼んでいる⁽²⁾。ソフトな予算制約下では、企業の存続や成長が、市場における成果よりも、税や補助金、中央計画によって決定される価格や信用の入手可能性などにより強く依存し、そのため、企業経営の関心が市場よりも企業の監督官庁へと向かうことになる。

コルナイとマティツは1980年代初頭にハンガリーのすべての国営企業(1980年, 1636社)を対象に膨大な調査を実施し、個々の企業についてそのバランスシートに関連した113項目のデータを収集した⁽³⁾。第2表はこの調査にもとづいて作成されたもので、個々の国営企業の利益率が税・補助金の制度によってどのように修正されるかを推移確率行列の形式でまとめたものである。企業を、税・補助金によって修正を受ける前と後の2つのケースについて、それぞれ、損失、低位の利益率、中位の利益率、高位の利益率の4つのクラスに分類し、税・補助金によって各企業の所属する利益クラスがどのように変化したかを示している。たとえば、第1行は、税・補助金によって、損失企業のうち、損失企業のままにとどまるのは23.3%にすぎず、その50%

第2表 国営企業の利益の税・補助金による再配分前後の推移確率
(ハンガリーの工業部門, 1982年)

再配分前の利益率	再配分後の利益率			
	損失	低位の利益率	中位の利益率	高位の利益率
損失	0.233	0.500	0.122	0.145
低位の利益率	0.038	0.853	0.103	0.006
中位の利益率	0.000	0.734	0.206	0.060
高位の利益率	0.008	0.394	0.515	0.083

(出所) Kornai, Janos, "The Hungarian Reform Process: Visions, Hopes, and Reality," *Journal of Economic Literature*, 第24巻, 1986年12月, 1697ページ, Table 2.

が低位の利益率のクラスへ、12.2%が中位の利益率のクラスへ、14.5%が高位の利益率のクラスへと、それぞれ、その利益率上の地位が変化したことを表している。同様に、高位の利益率に属する企業も、8.3%を除いてほとんどが低位あるいは中位の利益率のクラスに変化している。それに反し、低位の利益率のクラスに属する企業は、多くがそのまま同じ利益率のクラスにとどまっている。税・補助金の制度が全体として高中位の利益率をあげる企業から損失企業への利益の再分配機構として働いていることが分かる。これは、年次は異なるが、第3表によっても確かめられる。当初の利益率では24.02%の企業が損失企業であったのに対し、税・補助金による修正後の利益率ではわずかに0.18%の企業が損失を被っているにすぎない。同様に、当初の利益率では10.27%の企業が30%以上の利益率をあげているのに、修正後には0.49%の企業がそうしているにすぎない。その結果、第3表のように、税・補助金による修正前と後の利益率の相関が、非常に低く、製造業部門ではほとんど存在しないといってよい状態になっている。

このような企業間の利益の再分配機構のもとでは、「市場原則」の導入によって個別企業にとっての利益の重要性が強調されればされるほど、付加価値のできるだけ多くの部分を労働コストとして費用化することへの強いイン

第3表 再配分前後の利益率の相関 (1980年)

	再配分前	再配分後
損失企業の割合	24.02%	0.18%
高利益企業の割合		
利益率30%以上	10.27%	0.49%
	製造業部門	農業部門
再配分前後の利益率の相関	-0.01	0.73

(出所) Kornai, Janos; Agnes Matits, "The Softness of Budgetary Constraints: An Analysis of Enterprise Data," *Eastern European Economics*, 1987年夏, 1~34ページ。

センティブが個々の企業に発生する。企業経営に対する従業員一般の発言権が強い企業システムのもとではとくにそうである。損失が補償され利益が税によって取り上げられてしまう制度的環境のもとでは、社会一般に属する付加価値部分を費用化することによって個別企業の内部に取り込み、そうすることで個別企業にとっての「事実上の利益」をより大きくすることができるためである。

こうして、税・補助金制度による利益の再分配メカニズムは、一般的な費用の上昇傾向を生み出す。これは、同時に進行する2つの経済過程を誘発する。まず、一般的な費用の増大は、企業部門全体としての利益とそれを基礎とする税収を蚕食し、財政バランスを悪化させる。財政危機が繰り返し現れるようになる。すると、現実の、あるいは、予想される財政危機を防ぐために、費用の増加を価格に転嫁することによって利益幅を確保しようとする力が生まれ、それが物価の全般的上昇傾向をもたらす。さらに、費用の価格への転嫁が一般的なルールとして認められるようになると、個別企業レベルで費用をコントロールしようとする誘因がますます弱まるため、費用の増加傾向がいつそう強くなる。こうして、財政危機とインフレが同時進行することになる。

コルナイとマティツ調査に対応するような実態調査はポーランドでは行われていないものの、「ソフトな予算制約」という概念で表されたハンガリーにおける企業の制度的環境は、そのまま、ポーランドにもあてはまるものと広く信じられている。オイツイホフスカは、ポーランド企業のサーベイにもとづき、5年にわたる第1次経済改革が企業の経営環境に与えた影響として、(1)原材料不足の継続、(2)利潤の企業間での再分配の増大(補助金の増大、補助金の生産費用への依存)、(3)企業の利益に無関係な賃金の増加、(4)行政的な価格管理の継続、(5)銀行部門全体としての信用政策の不統一、などの観察事実をあげ、改革がなんら経営環境に本質的な変化をもたらさなかったと論じている⁽⁴⁾。これは、コルナイが「ソフトな予算制約」と呼んだ経営環境と同じものである。実際、次節でみるように、賃金と物価のスパイラル現象が極端な形

で現れたのは、ポーランドにおいてであった。

3. 加速するインフレ

対外債務危機を背景に、戒厳令下で始まった第1次経済改革(1982~86年)は、第4表にみられるように急速に対外バランスの回復をもたらした。しかしながら、投資や消費などの実質的な経済活動の回復は遅く、1988年になっても依然として投資や1人当たり消費が80年のレベルに達していない。

他方、物価は、1982年に2倍に引き上げられた後、年15%程度の率で上昇していたが、87年には26%、88年には60%、89年には244%、と加速していった。第5表は、消費者物指数(CPI)と名目賃金指数の上昇率を月次データに

第4表 主要経済指標

	NMP	投資	消費	NMP/1人	消費/1人	貿易収支(100万ドル)
1978	100	100	100	100	100	-2,091
1979	97.7	91.1	103.3	96.8	102.4	-2,069
1980	91.8	79.9	105.6	90.3	103.8	-934
1981	80.8	62.1	101.3	78.5	98.5	-910
1982	76.4	54.6	86.2	73.6	83.2	367
1983	81.0	59.7	91.9	77.4	87.9	744
1984	85.5	66.5	95.5	80.9	90.4	1,200
1985	88.4	70.5	97.8	83.2	92.0	573
1986	92.7	74.1	102.7	86.6	95.9	902
1987	94.5	77.2	105.8	87.7	98.3	1,021
1988	99.1	81.4	109.3	92.0	101.5	847
1989	98.9	79.5	110.2	91.7	100.5	-114
1990	83.3	72.3	97.0	76.9	88.0	1,410

(注) 1) NMPは、net material productの略で、国民純生産(NNP)にほぼ該当する。ここでは実質値。

2) 貿易収支は、交換可能通貨による貿易収支。

(出所) *Rocznik Statystyczny* (統計年鑑), ワルシャワ, GUS, 1987, 88, 89各年版/IMF, *International Financial Statistics (IFS)*, (テープ), ワシントンD.C., 1991年。

第5表 インフレと実質賃金

(1985年=100)

年. 月	CPI	CPI		名目賃金	名目賃金		実質賃金
		前月比(%)	前年比(%)		前月比(%)	前年比(%)	
1988.1	168			157			93
2	197	17.26		246	56.69		125
3	208	5.58		240	-2.44		115
4	223	7.21		217	-9.58		97
5	228	2.24		231	6.45		101
6	234	2.63		223	-3.46		95
7	243	3.85		234	4.93		96
8	244	0.41		253	8.12		104
9	251	2.87		267	5.53		106
10	257	2.39		290	8.61		113
11	267	3.89		375	29.31		140
12	281	5.24		515	37.33		183
1989.1	308	9.61	83.33	313	-39.22	99.36	102
2	335	8.77	70.05	404	29.07	64.23	121
3	362	8.06	74.04	537	32.92	123.75	148
4	396	9.39	77.58	515	-4.10	137.33	130
5	423	6.82	85.53	498	-3.30	115.58	118
6	449	6.15	91.88	573	15.06	156.95	128
7	495	10.24	103.70	619	8.03	164.53	125
8	690	39.39	182.79	1,237	99.84	388.93	179
9	927	34.35	269.32	1,251	1.13	368.54	135
10	1,434	54.69	457.98	1,557	24.46	436.90	109
11	1,755	22.38	557.30	2,028	30.25	440.80	116
12	2,077	18.35	639.15	2,954	45.66	473.59	142
1990.1	3,683	77.32	1,095.78	3,015	2.06	863.26	82
2	4,266	15.83	1,173.43	3,484	15.56	762.38	82
3	4,466	4.69	1,133.70	4,781	37.23	790.32	107
4	4,759	6.56	1,101.77	4,368	-8.64	748.16	92
5	4,973	4.50	1,075.65	4,184	-4.21	740.16	84
6	5,163	3.82	1,049.89	4,162	-0.53	626.35	81
7	5,414	4.86	993.74	4,586	10.19	640.87	85
8	5,511	1.79	698.70	4,810	4.88	288.84	87
9	5,765	4.61	521.90	5,136	6.78	310.55	89
10	6,093	5.69	324.90	5,781	12.56	271.29	95
11	6,392	4.91	264.22	6,909	19.51	240.68	108
12	6,769	5.90	225.90	6,824	-1.23	131.01	101
1991.1	7,629	12.70	107.14	7,169	5.06	137.78	94
2	8,140	6.70	90.81	7,748	8.08	122.39	95

(出所) IMF, *International Financial Statistics*, (テープ), ワシントンD.C., 1991年。

よって比較したものである。1988年から「連帯」政権のできる89年9月にかけて、物価と賃金の動きが制御不能になりつつあることがみてとれる。物価の上昇を上回る賃金の上昇が続き、1989年8月には実質賃金が前年同月比で72.9%も増加している。しかしながら、実質国民所得の生産が停滞している状況で、このような実質賃金の上昇が他の経済諸量と整合性をもちうるはずがない。これは、この時点で分権的中央計画システムが国民経済全体の調整機能を失ってしまったことの表れにほかならない。

「失敗」と政府自身によって断定された第1次の経済改革プログラムの後を受けて、1987年11月に国民投票にかけられた「経済改革第2段階綱領」は、有権者の50%の支持を得ることはできなかったものの、賛成票が投票数の66~69%に達し、翌88年2月には国会で採択された。それは市場による制御と利潤原則の徹底を目指していたが、プログラムの一部である消費財価格の値上げが広範な抵抗を呼び起こし、10月には破棄されてしまった。この頃から、すでにみたように名目賃金がリードする形でインフレがさらに加速している。翌1989年2月から4月にかけて、支配政党である統一労働者党と労働組合「連帯」の円卓会議が開かれ、議会選挙の方法を含む政治改革や経済改革の基本方針が決定された。そのなかのひとつに、賃金のインデクセーション（物価上昇以外の要因による昇給に、さらに物価上昇の80%分を付け加える）があった。これが賃金と物価のスパイラルを生み出すメカニズムをコスト面から完成させることになった。この時点では多くの企業で企業経営の実質的な権限がどこにあるのかがあいまいになっており、個別企業の特殊事情に応じて、ある場合には従業員総会と従業員評議会を通じて企業従業員が経営の最終決定権をもち、また、ある場合には経営者が決定的な力をもっていた。全体的には従業員評議会の力が強かったが、その経営者や政府との力関係は流動的で、状況に応じてシフトした。1989年における他の経済諸量との関係を事実上無視した実質賃金の上昇は、従業員評議会の決定権が全般的に強い状況で起きており、インフレによる賃金目減りを防ごうとする個別には合理的な行動が、経済全体として不合理な結果をもたらしたものといえる⁽⁵⁾。

4. インフレの貨幣的側面

上述の議論ではコスト面からインフレ圧力を分析した。しかしながら、インフレ過程を支える貨幣供給メカニズムがなければ、インフレが急速に加速するということはあるまいことはいうまでもない。

第6表は貨幣供給の変化とその変動要因を示している。まず、ベースマネーの動きについてみると、1988年以降急激に伸びていることが分かる。その増加要因を中央銀行のバランスシートでみると、ベースマネーの増加がおもに商業銀行への貸付に起因していること⁽⁶⁾、政府債務の引受け増による部分は非常に小さいこと、1989年にはズロティの切下げによる外国資産の増加効果も大きいことなどがみてとれる。すなわち、財政赤字を直接貨幣化するというメカニズムではなく、商業銀行への貸付増と為替の切下げという2つのメカニズムによってベースマネーの供給が激増したわけである⁽⁷⁾。それでは、商業銀行への貸付増はどのような用途に使われたのだろうか。銀行部門全体を統合したマネタリーサーベイによってみると、国内信用の増大がほとんど専ら国営企業（協同組合を含む）への貸出増加によっており、国営企業の資金需要の急激な増大が貨幣供給の膨張を引き起こしていることが分かる。しかしながら、第4表でみたように実質的な投資や生産活動は1988年から89年にかけて停滞しており、資金需要の増大の大きな部分は、為替の切下げと賃金の増加による生産費用の増加が引き起こした企業の資金繰りの悪化に起因するものと推測できる。資金需要が爆発的に増加したもうひとつの要因は、同様に、後向きの性格のものである。1988年から89年にかけて設備投資・GDP比率は0.22から0.16へ低下している。ところが、同じ時期に在庫投資・GDP比率は0.10から0.22へ異常に増加している。1989年には品不足が一般化し、長い行列がいたるところで観察されたが、貨幣・信用機構が全体として、企業部門の買溜め・売惜しみを結果的に支える役割を果たしていたことが分かる。

ここでみられるのは、国営企業の膨張する費用（プラス投機的な行動）を支

第6表 銀行部門の勘定

(1) ポーランド中央銀行		(単位：100万ズロティ)					
	1985	1986	1987	1988	1989	1990	
資 産	3,011	3,229	3,520	7,473	50,047	131,586	
対外資産	171	239	595	1,268	17,192	49,440	
同上比率 (%)	6	7	17	17	34	38	
対政府貸付	685	724	843	1,371	5,949	6,012	
同上比率 (%)	23	22	24	18	12	5	
対商業銀行貸付	2,155	2,266	2,082	4,834	26,906	76,134	
同上比率 (%)	72	70	59	65	54	58	
負 債	3,011	3,229	3,520	7,473	50,047	131,585	
ベースマネー	2,329	2,440	2,463	5,700	33,371	90,373	
対外債務	114	138	215	253	4,318	13,761	
政府預金	641	722	785	1,164	837	10,940	
その他	-73	-71	57	356	11,521	16,511	

(2) 銀行部門統合勘定 (Monetary Survey)		(単位：100万ズロティ)					
	1985	1986	1987	1988	1989	1990	
外国資産 (ネット)	-198	-120	350	917	12,773	80,692	
国内信用供与	6,079	7,116	8,411	12,348	39,627	114,930	
対政府貸付	317	244	456	1,226	7,033	-3,308	
対国営企業貸付	5,291	6,293	7,213	10,017	30,607	101,045	
対民間部門貸付	462	580	742	1,104	1,987	17,193	
貨 幣 (M1)	2,449	2,998	3,786	5,748	19,975	100,142	
準 貨 幣	1,917	2,534	3,631	6,362	54,458	96,334	

(出所) 第5表と同じ(7月, 436ページ)。

えるメカニズムとしての貨幣・信用機構であり⁽⁶⁾、貨幣・信用機構が「ソフトな予算制約」を最終的に保証しているという事実である。このようなメカニズムのもとでは、貨幣供給プロセスは経済活動の歪みをそのまま反映することになる。隠れた「補助金」制度といってもよく、これは、資金の回収可能性よりも中央計画の実行に必要な用途への資金配分が先行するために現れる

現象である。そのため、1989年に中央銀行から分離独立したばかりの9つの商業銀行は当初から大量の不良債権を抱え込んで出発することになった。

第2節 バルセロビッチ・プログラム

1989年9月に成立した「連帯」のマゾウェツキ (Mazowiecki) 政権は、バルセロビッチ蔵相のもとに、国営企業を基礎にした分権的中央計画経済から、私的所有にもとづく市場経済への転換を開始した。1990年1月から実施された改革プログラムの核になったのは、価格の自由化とそれによって加速化すると予想されたインフレの制御である。すでに第1表でみたように1980年代の諸改革を通じて価格形成に対するさまざまな規制が緩和されてきたが、新政権のもとでそれが徹底され、90年末には、消費財の83%が全く政府の規制から外され、6% (パン、チーズ、ガソリンなどを含む) が届け出のみ、残りの11% (家賃、ガス、電気、交通料金など) が政府価格として残るだけになった。生産財では、ガス・電気などの公共料金を除き、88%が規制外、9% (石炭、肥料、殺虫剤など) が届け出だけとなった。

かくして、貿易財のほとんどが市場での自由な価格形成に委ねられることになった。しかしながら、どの産業においても国営企業が支配的で、市場構造が非常に寡占的・協調的な状況では、価格規制の撤廃が直ちにポーランド経済のなかに組み込まれた相対価格体系の歪みを修正する効果をもつとは期待できなかった⁽⁹⁾。そのため、自由な貿易を促進するような一連の政策措置がとられた。自由な貿易は、国内の相対価格を国際価格に近づけ、協調的な市場構造を競争的なものに転換することによって、市場での自由な価格形成に合理的な方向づけを与えると期待された。

以下では、まず、為替政策と賃金政策を中心に、貿易の自由化とインフレの制御がどのように進化したかを検討する。次に、民営化政策を含む構造改革政策が「ソフトな予算制約」と呼ばれる企業経営の制度的環境をどこまで

作り変えることに成功したか、それを検討する。

1. 為替レートの切下げとインフレの制御

(1) 為替レートの大幅な切下げと固定化

マゾウェツキ政権が成立した1989年9月12日の公的な対ドル・ズロティ建て為替レートは1ドル=1350ズロティであった。1988年末の為替レート1ドル=503ズロティからみると、ズロティはドルに対して63%減価している。こ

第7表 為替レートの変化

年、四半期	実質実効為替 レート	名目実効為替 レート	対ドルレート
1987. 1	105.2	303.9	239
2	101.9	271.9	263
3	97.2	255.8	296
4	85.4	220.7	316
1988. 1	86.1	191.3	400
2	89.8	170.9	440
3	90.4	169.7	480
4	88.6	157.9	503
1989. 1	103.5	155.0	573
2	97.1	120.6	845
3	109.6	91.5	1,800
4	89.8	33.0	6,500
1990. 1	68.2	10.5	9,500
2	82.4	10.7	9,500
3	85.5	10.2	9,500
4	93.1	10.0	9,500

(注) 実効為替レートは、1989年が基準年で、100。

(出所) IMFの資料による。

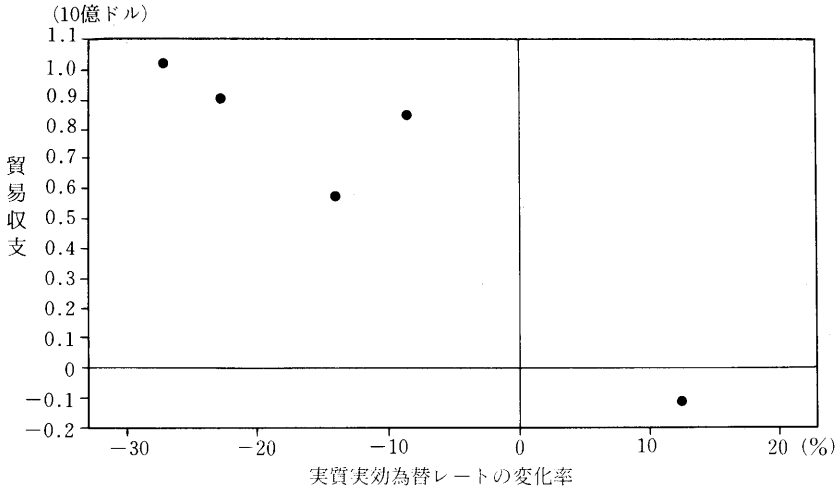
れはインフレの高進を反映したもので、第7表から分かるように、実質実効為替レートはズロティの大幅な減価にもかかわらず、89年の前半はほとんど変化していないし、第3四半期には増価すらしている⁽¹⁰⁾。第4四半期になってその値が大きく反転しているのは、国内通貨建ての名目為替レートがインフレ率以上のスピードで切り下げられたため、年末の対ドルレートは1ドル=6500ズロティまで下落しており、また、名目実効為替レートでも、第3四半期の91.5から第4四半期の33.0まで、その値が3カ月の間に約3分の1になっている。第4四半期にはいって、実質実効為替レートを下落させるための為替政策が意識的に追求されたと思われる⁽¹¹⁾。1989年全体をとおして24回の為替の切下げが行われ、ズロティの価値は、対ドルレートでは1年前のレートの約8%、名目実効為替レートでは約21%にまで下がった。

バルセロビッチ・プログラムがスタートした1990年1月1日に、公的な対ドルレートは、さらに1ドル=9500ズロティに切り下げられ、そのレートで固定された。それと同時に貿易取引に関連した為替取引が全面的に自由化され、為替取引に関する量的な規制が撤廃された。

ここでとられた一連の為替・貿易政策は、貿易の自由化によって貿易財の国内相対価格を国際市場における相対価格へ引き寄せること、それによって利潤原則にもとづく企業経営に合理性を与えることを目的としている。問題は、貿易の自由化が貿易収支の赤字につながる可能性をいかに排除するかという点である。とくに、ポーランドの場合には、多額の対外累積債務を抱えており、利払いを再開するためには貿易収支は黒字でなければならない。

1989年11月頃から90年1月1日にかけての名目レートの急速な切下げは、明らかに実質実効為替レートの切下げと、それによる貿易収支の改善を狙ったものである。1989年の貿易収支は第4表に示されているように輸入超過であり、貿易財産業の価格競争力を強化する必要があった⁽¹²⁾。実際、インフレのため実質実効為替レートは10月頃まで1年前に比べて20%近く切り上げられていた。第1図は、1985年から90年にかけての実質実効為替レートの変化率と貿易収支の値を比較したものである。1985年から89年にかけて負の相関

第1図 実質実効為替レートの変化と貿易収支 (1985~90年)



(出所) 第5表と同じ。

(-0.86)が存在し、実質実効為替レートの切下げが実証的な根拠をもっていたことを示している⁽¹³⁾。ただし、1990年の貿易収支の黒字幅は実質実効為替レートの下落率に比べて非常に大きく、所得の低落による輸入の伸びの停滞が貿易収支改善の重要な一因であることが分かる。

1990年1月1日以降、対ドル為替レートは9600ズロティで固定された。3月、12月と、ズロティの切下げを見込んだ投機的なドル買いが発生したが、対ドル固定レートが維持された。なぜ、さまざまな選択があるなかで、ズロティをドルに対して固定する政策を選んだのだろうか。当初の大幅な為替レートの切下げは、たとえそれ以降為替レートを固定していたとしても、時間をおいて貿易財(とくに輸入財)の価格を大きく押し上げ、生産費用と国内物価を上昇させ、それによって実質実効為替レートを増加させる。これは、貿易財産業の価格競争力を弱め、先の図でみたように貿易収支の悪化要因となるから、インフレに応じて為替レートを切り下げる方がよいようにも思われる。

しかしながら、改革プログラムは貿易収支の改善という課題と同時にきわめて緊急を要する課題にも直面していた。ハイパーインフレ化したインフレ過程の制御である。インフレ過程の制御なしに、適正な相対価格も合理的な企業の経営環境も存在しない。インフレの制御が改革プログラムの第1命題であった。バルセロビッチ・プログラムが優れているのは、為替の大幅な切下げと同時にズロティをドルに固定することによって、一方で実質実効為替レートを下げながら、他方で将来におけるインフレの重要な供給源のひとつを絶ち、そうすることでインフレ期待を制御し、インフレ期待から実際のインフレ過程へのフィードバックを制限しようとした点にある。

結局、価格の自由化と為替の大幅な切下げによって引き起こされた爆発的なインフレは、第5表に示されているように1990年の1月と2月の2カ月に止まり(各々年率にして9万6526%、483%)、3月以降は年率で70%前後に落ちついた。70%という数字は1988年末の数字であり決して低い値ではないが、ハイパーインフレ化していった89年の状況とは全く異なった状況を財市場で作り出した。買占め、売惜しみによる投機的なストックの蓄積がやみ、店頭商品が現れ、行列が消滅した。

貿易が自由で為替レートを固定されている状況では、貿易財の国内価格はその国際価格によって厳しい制約を課せられる。国内価格は国際価格を大幅に上回ることはできない。そのため、国内の企業・生産者は、生産費用を抑えるための努力を強いられる。これが固定レート下の競争的な市場におけるロジックである。しかしながら、「ソフトな予算制約」下において費用を価格に安易に転嫁することに慣れ親しんできた経営者・従業員双方にとって、この市場のロジックは必ずしも自明ではない。実際、インフレの進行によって実質実効為替レートは1991年4月時点で1年前に比べて60.8%も上昇し、輸出企業から不満が絶えなかった。

政府と輸出企業との間で生産費用の節約努力の限界をめぐる綱引きが続くなかで、対ドルの固定レートは1991年5月まで維持され、結局、1ドル=1万1100ズロティへ、14.4%だけ切り下げられた。それ以降はドル、マルクな

だからなる通貨バスケットに連動することになったが、1991年10月からは、通貨バスケットに対して1週45ズロティずつ、徐々に切り下げていくことになった（年率にして約24%の切下げ率）。

(2) 賃金の制御

ハイパーインフレを急速に収束させるためのメカニズムとして、バルセロビッチ・プログラムは、為替レートの固定と貿易の自由化以外に、国営企業に対する厳格な賃金抑制策を導入した。“Popiwiek”と呼ばれる賃金税である。これは、物価と賃金のスパイラルを抑え込むことを目標とした制度で、基準賃金基金を個々の企業ごとに定め、それを超えて賃金を支払った企業には、罰則として税金を課すというのがその基本的な内容である。すなわち、基準賃金基金を超えて賃金を支払った企業は、超過分の賃金をコストとしてその収入から差し引くことができないだけでなく、むしろ超過分の大きさに応じて、超過分の200%（超過分が3%まで）、300%（超過分3～5%）、500%（超過分5%以上）の税金を、それぞれ納めなければならないというものである。基準賃金基金は、個々の企業ごとに、次のようなルールによって定められる。まず、1989年12月の基準賃金基金は、89年9月の賃金基金をその後のインフレ率（89年10、11月の実際のインフレ率と12月の政府の予想インフレ率）の80%だけ増額調整したものとす。次に、1990年1月以降の基準賃金基金は、89年12月の基準賃金基金をベースに、小売価格のインフレ率を勘案して、月ごとに増額調整する。1月は同月の小売価格の上昇率の30%、2月～4月は20%だけ、基準賃金基金を引き上げる。基準賃金基金は、累積ベースで計算されるため、その賃金支払い額が基準賃金基金以下の企業は、将来、それだけ余分に賃金を引き上げる余地をもつことになる。なお、4月になって5月以降の賃金基金の調整率は小売価格のインフレ率の60%とされた。

マクロ的にみて、価格の自由化にともなうハイパーインフレを一時的なものにとどめるために、賃金の制御が必要なのはほとんど議論の余地がない。第5表は1990年前半に名目賃金の伸びが物価をはるかに下回っていたことを

示しており、賃金税がきわめて有効に働いたことを示唆している。それによってインフレは急速に制御可能な水準に収束した。しかしながら、当然の帰結ではあるが、その間、実質賃金は1985年水準（100）を下回るまでに低下し、インフレを収束させるためのコストが大きかったことを示している。実際、1990年前半の実質賃金の平均は88で、89年の平均実質賃金129.4の68%にすぎない⁽¹⁴⁾。

さらに、1989年の異常な実質賃金の上昇がなんらかの形で調整されなけれ

第8表 失業者数と求人数の推移
(単位：1,000人，かっこ内%)

年 . 月	登録失業	求人数
1986. 12	5 (-)	288
1987. 12	6 (-)	267
1988. 12	5 (-)	430
1989. 12	10 (0.1)	254
1990. 1	56 (0.3)	35
2	152 (0.8)	20
3	267 (1.5)	24
4	351 (1.9)	32
5	443 (2.4)	38
6	568 (3.1)	43
7	699 (3.8)	48
8	820 (4.5)	57
9	926 (5.0)	61
10	1,008 (5.5)	64
11	1,089 (5.9)	56
12	1,126 (6.1)	54
1991. 1	1,196 (6.5)	45
9	1,971 (10.4)	

(出所) 中央統計局資料およびVoice, 1991年11月10日号。

ばならなかったのは当然であるが、賃金基金をベースにした上述の制御方式は、調整コストを不必要に大きくし、その負担を不均等にした可能性が強い。まず、この制御方式のもとでは、新規雇用がほとんどストップする。企業従業員の発言権が強い状況では、実質賃金の低下をできるだけ防ぐために、雇用数を少なくしようとする強いインセンティブが働く。第8表は、1989年末から91年にかけての求人数と失業者数の推移であるが、89年12月から90年1月の1カ月の間に、求人数は25万4000人から5万5000人へと急減した後そのまま低水準にとどまり、失業者数は1年あまりの間に5000人から119万6000人へと増加している⁽¹⁵⁾。賃金基金方式による制御がその大きな一因である可能性が強い。

2. 経営環境の「ハード化」

第1節でみたように、中央計画経済の本質的な欠陥は企業の経営環境と効率的な経営上の意思決定の矛盾として端的に現れる。そのため、さまざまな改革プログラムの中心テーマはつねに効率的な経営上の意思決定と矛盾せず、それを支持するような経営環境をどのようにして作り出すかというものであった。バルセロビッチ・プログラムもその例外ではない。「ソフトな予算制約」という経営環境を「ハード化」すること、これが改革プログラムが目指すものの本質的な内容である。それ以前の改革との相違は、中央計画経済という基本的な枠組みにとらわれずにすむこと、したがって、民営化という手段を含めて経営環境を「ハード化」するための手段の選択の余地が大きく広がったという点にある。

為替レートの固定や賃金税も経営環境を「ハード化」するためのメカニズムであると考えることができる。為替レートの固定は、国際価格によって国内価格が規制されることを意味し、安易に費用の増加を価格に転嫁できなくする。外国企業との競争に生き残るためには、費用をコントロールしなければならない。企業の市場環境の「ハード化」である。賃金税もまた一定の範

困を超える賃金費用の増大に「罰金」を課すことによって、企業に賃金費用を節約するインセンティブを与えるためのメカニズムである。

以下、財政的環境、金融的環境、企業経営のガバナンス構造の順に企業の経営環境の「ハード化」がどこまで進んだか、あるいは、進まなかったかを検討する。

(1) 財政的環境

第9表は、政府支出、補助金、補助金の構成(家計部門への補助、企業部門への補助)の3つの項目が1985年から90年にかけてどのように変化したかを示している。1989年から90年にかけて、それ以前と比べて目立つ変化があっただろうか。政府支出のGDPに対する割合は確かに1985年に比べれば低下しているが、89年まで傾向的に低下してきた結果であり、改革プログラムのせいではない。これに対し、補助金の政府支出全体に占める割合は、1989年から

第9表 政府支出と補助金

(単位：10億ズロティ)

	1985	1986	1987	1988	1989	1990
政府支出	4,079	4,953	5,973	10,010	33,687	193,801
補助金合計	1,600	1,934	2,527	4,917	12,234	50,105
家計部門への補助	860	1,183	1,691	2,966	7,158	22,376
企業部門への補助	509	475	467	613	3,197	16,122
その他	231	276	370	617	1,878	11,607
名目GDP	10,445	12,953	16,940	29,629	118,319	606,726
政府支出/GDP(%)	39.1	38.2	35.3	33.8	28.5	31.9
補助金合計/政府支出(%)	39.2	39.0	42.3	49.1	36.3	25.9
家計補助/補助金合計(%)	53.8	61.2	66.9	60.3	58.5	44.7
企業補助/補助金合計(%)	31.8	24.6	18.5	12.5	26.1	32.2
企業補助/政府支出(%)	12.5	9.6	7.8	6.1	9.5	8.3
企業補助/GDP(%)	4.9	3.7	2.8	2.1	2.7	2.7

(出所) *Rocznik statystyczny 1991*, ワルシャワ, GUS, 1991年。

90年にかけて36.3%から25.9%へと10.4ポイントも下がっている。25.9%という数値は他の年に比べて非常に低い。しかしながら、補助金の割合はすでに1988年から89年にかけて12.8ポイント下がっており、補助金の整理が「連帯」政権の成立する以前から進行していたことを示している。バルセロビッチ・プログラムはそれをさらに大きく推し進めたもので、この点では連続性も存在する。補助金の整理が企業の経営環境にどのような影響を与えたかを評価するうえで、補助金の家計部門と企業部門への分割は興味深い情報を与えてくれる。補助金の整理がおもに家計部門に対する補助金のカットによって行われており、企業部門に対する補助金は、政府支出全体に対する割合でも、GDPに対する割合でも、1989年から90年にかけて大きな変化は認められない。1988年と比べると増加しているくらいである。これは、緊縮財政にとまなう補助金のカットがおもに家計部門の犠牲で賄われたこと、企業経営に対する財政的環境の「ハード化」はほとんど進行していないことを示している。

(2) 金融的環境

企業の資金調達行動を規定する金融的環境はどうだろうか。1989年から90年にかけて重要な変化が起きているだろうか。第1節4項で中央銀行から商業銀行に対する貸出の主要な役割が国営企業の経営難の救済にある可能性が強いことを指摘した。金融システムの主要な役割は「ソフトな予算制約」を最終的に保証するためのメカニズムという点にあった。1990年以後、「ハード化」の兆候がみられるだろうか。

第6表は、1989年から90年にかけていくつかの変化があったことを示唆している。第1に、対政府貸付が非常に厳しく抑制されていることが分かる。1990年には政府部門の決算は黒字になっており、前項でみたことと一致している。第2に、民間部門への貸出が8.7倍と他の項目に比べて大きく伸びている。民間部門への貸出の割合が大きくなれば、民間部門は「ハードな予算制約」下にあるから、経済全体として「ハード化」の度合いが強まる。「ハード

な予算制約」下にある民間部門企業の経営が社会的な規範性をもつようになれば、間接的に国営企業の経営環境の「ハード化」にも役立つ可能性がある。とはいえ、増えたといっても民間部門への貸出は国営企業への貸出の17%にすぎない。第3に、準貨幣の伸び(1.8倍)がM1の伸び(5.0倍)に対して著しく小さい。これは主にハイパーインフレの収束によって預金が外貨預金からズロティ建て預金にシフトしたためである⁽¹⁶⁾。しかしながら、これらのいくつかの変化にもかかわらず、国内信用供与増加分753億ズロティのうち744億

第10表 中央銀行の貨幣政策(1990年)

○中央銀行の「助言」による利子率の制御			
1月	商業銀行は自由に利子率を設定		
	プライムレート	38~55% (月次)	
	短期定期預金	10~33% (月次)	
2月	プライムレート (1カ月物) ≤	定期預金利率 (1カ月物) + 2%	
7月	プライムレート (1年物) ≤	定期預金利率 (1年物) + 2%	
11月	プライムレート (6カ月物) ≤	定期預金利率 (6カ月物)	
○効果			
6月	中銀貸出金利	4%	プライムレート 5~7%
	短期定期金利	2~4.5%	
「助言」に含まれない金利については自由。実際、大部分の借り手にはプライムレートより高い金利が適用された。			
○預金準備率 (%)			
1月	要求払い預金	10	定期預金など 5
3月	全預金	9	
4月	全預金	15	
8月	要求払い預金	27	貯蓄性預金 17 定期預金 7
10月	要求払い預金	30	貯蓄性預金 20 定期預金 8
12月	要求払い預金	30	貯蓄性預金 30 定期預金 10

(出所) ポーランド中央銀行資料による。

ズロティが国営企業に回り、そのうち492億ズロティと半分以上が中央銀行から商業銀行への貸出増によって賄われた。中央銀行から商業銀行へのオーバーローンを軸に不況下の企業を救済するというメカニズムには、なんら手がつけられていない。少なくとも、事後的なデータからみるかぎりはそうである。それでは、中央銀行は無策だったのだろうか。

第10表は、中央銀行が1990年中にとった主な貨幣政策の一覧である。商業銀行の行動を制御するために試行錯誤を重ねていることが分かる。まず、1990年1月には利子率を完全に自由化した。結果は、金融市場の非効率性をそのまま反映することになった。月次ベースで、プライムレートが38%から55%、短期定期預金が10%から33%と、利子率が商業銀行間で大きく異なっただけでなく、預貸利子率に大きな差が発生した。これは、金融市場における情報の流れが著しく不完全で、銀行間にほとんど競争が存在しないことを示している。2月以降、中央銀行はその「助言」によって預貸利子率の開きを制限することにした。また、預金準備率も1年の間に、要求払い預金については10%から30%、定期預金については5%から10%へと大幅に引き上げている。また、第11表に示されているように、中央銀行から商業銀行への貸出利子率は大きく変動しており、改革プログラムの実施にあたって、中央銀行が貸出を抑えようと努力した形跡が明らかである。

このようにみると、「ソフトな予算制約」としての貨幣供給メカニズムに事実上変化がなかったのは、政策当局が何もしなかったというよりも、しようとしてもできなかったとみる方が、妥当であろう。効率的な金融市場が、政府規制を取り除くことによって、自然に生まれてくると考えるのは誤りであることが分かったわけである。

同様なことは、中央銀行と商業銀行からなる二層銀行制度についてもあてはまる。確かに、二層銀行制度は、中央銀行と商業銀行の間に役割分担を生みだし、前者が貨幣供給量をマクロ的な視点から管理する仕事に専念することを可能にする。しかしながら、ポーランド銀行から分離した商業銀行が大量の不良債権を抱えて、中央銀行の「最終の貸し手」機能に恒常的に依存し

第11表 利子率

		中銀貸出	運転資金貸出	定期預金 (1年未満)
1983年		3	9	
1984～87年		4	9～12	
1988年		6	12～18	
1989年	1～8月	44	44	
	9月	56	64	
	10月	72	82	
	11月	100	110	
	12月	140	160	100
1990年	1月	432 (36)	456 (38)	120 (10)
	2月	240 (20)	228 (19)	84 (7)
	3月	120 (10)	96 (8)	48 (4)
	4月	96 (8)	90 (7.5)	42 (3.5)
	5月	66 (5.5)	66 (5.5)	33 (2.75)
	6月	48 (4)	48 (4)	24 (2)
	7月	34	34	24
	8月	34	34	24
	9月	34	34	24
	10月	43	35	27
	11月	55	42	25
	12月	55	54	25

(注) 1) 1990年1～6月は、月次ベースで利率が決められた。IFS(テープ)では、1～6月の値は、月次利率に12を掛けた値。かっこ内が月次利率。

2) 1989年以前の「中銀貸出」は、ポーランド国立銀行(NBP)内部の中央銀行業務から商業銀行業務への資金の移転のこと。1989年1月からNBPより分離・独立した9行の商業銀行が操業開始。

(出所) 第5表と同じ、およびポーランド中央銀行資料による。

ている状態では、貨幣供給政策はマクロ的な問題よりも、商業銀行の救済や、不良債権の表面化を防ぐことを軸に運営されざるを得ない。これは、商業銀行側にモラル・ハザードの問題を発生させ、また、それを予想した中央銀行の商業銀行経営に対する過度の干渉を生み出す。中央銀行から商業銀行への恒常的な貸出の存在が経済の急速な成長にともなう資金需要を金融的に支持する仕組みの一部である場合には、これも大きな問題にはならないが、商業銀行が不良債権を抱え、その表面化を避けるために中央銀行貸出に依存する場合には、いつまでたっても商業銀行が自立できず、二層銀行制度の枠組みが実質的に機能しない。すなわち、二層銀行制度への移行それ自体は、中央銀行がインフレや経済成長などのマクロ的な観点から貨幣政策を設定・運営することを保証しない。商業銀行と国営企業の癒着、それを支える中央銀行という骨組みは、単一銀行制度と実質上の差異がほとんどなくなってしまう。

国営企業に対する救済融資の累積は銀行部門にとってすでに存在する不良債権の問題をさらに悪化させる。とって、倒産の続発を許容するわけにいかないのも事実である。このジレンマともいべき状況はポーランドのみならず、東欧諸国に共通する問題である。もっとも金融改革が進んでいるといわれるハンガリーでも、この点がネックになって金融制度に対する社会的な「信頼」が確固としたものにはなっていないといわれている⁽¹⁷⁾。不良債権の問題は、従来のシステムのなかにそういった観念がなかっただけに、解決が困難である。

「ポーランド企業の3分の1が利益を出していない。企業利潤は支払い義務のある税額に達しておらず、すでに5360億ズロティを滞納している。8200の国営企業のうち、1991年8月時点で、1900の企業が不良債権を発生させている」(Voice, 1991年11月10日)など、依然として企業の経営環境はきわめて悪い。「政府収入予算の84%を占める国営企業からの税収入が滞っているため(予算の30%に満たない)、政府財政も8月末までに19兆8000億ズロティの赤字を出している」(同上紙)。

(3) 企業経営のガバナンス構造⁽¹⁸⁾

最後に、企業経営の効率性を規定する重要な環境要因である企業経営のガバナンス構造をとりあげ、それがどのように変化したかを検討する。ポーランドにおける企業経営のガバナンス構造を考えるうえで、企業ごとに組織された従業員評議会が非常に重要な意味をもつことは、すでに第1節3項でみた。多くの企業で、賃金、雇用のみならず、投資、経営者の任免に関しても、従業員評議会は決定的な権限を獲得していた。バルセロビッチ・プログラムは、この強大な従業員評議会の力に対抗し、それを制御できる経営陣を作り出すこと、それによって個々の企業経営を市場指向的で効率的なものに転換することを目的としていた。そのためにとられたのが、国営企業の民営化と、これまで差別的な取扱いに甘んじてきた民間企業の育成策である。社会的・文化的な「規範」として通用し得るような企業像・経営像を創るためには、純粋な民間企業の育成の方が長期的には重要かもしれないが⁽¹⁹⁾、ここでは専ら国営企業の民営化の問題をとりあげることにする。ただし、「民営化」＝「ハード化」という図式は幻想であり、民営化は「ハード化」のためのひとつの手段にすぎない。

1990年6月には国営企業民営化法が成立し、9月には民営化を推進するための政府機構、民営化省が作られた。規模やタイプの異なる8000を超える国営企業の実態にそくして、大きく3つの民営化の方法がとられた。ひとつは、おもに大企業の民営化に有効と思われる方法で、まず、国営企業を株式会社に転換し、それを一般の投資家や他の企業（外国企業を含む）に売る古典的な方法である。ところが、この方法で民営化された企業は1990年末で5企業だけであり、91年4月になって待望のワルシャワ株式市場がオープンし民営化を促進するものと期待されたものの、91年12月になっても上場企業数はやっと9に達したにすぎなかった。次の2つの具体例はこの方法による民営化の典型的な仕組みを示している。

ケース1 スファルゼツ (Swarzeds SA)

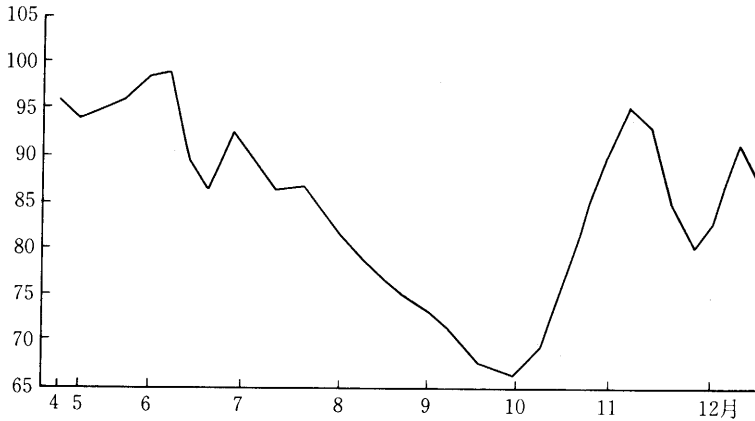
スファルゼツは、いくつかの家具製造企業を合同して1952年に設立された。製品の30%から40%が、ドイツやスウェーデンなどへ輸出されている。1990年10月に、資本金500億ズロティ、株式数200万の株式会社に改組。さらに、50万株を同じ額面価格（2万5000ズロティ）で追加。総数250万株のうち190万株を翌年5月に1株5万ズロティで公募（100万株は機関投資家、90万株は一般投資家）、40万株を従業員に割り当て（50%のディスカウント）、残り20万株を民営化にともなう諸経費をカバーするために充てた（銀行・ブローカーなどに2万5000株、IFCに7万5000株など）。6月から上場。株価は公募価格よりも5%低い水準で始まり、以来ほぼ連続的に下落し、10月には2万5500ズロティまで落ちている。1991年上半期の純利潤は132億ズロティ。国際金融公庫や世銀の助言のもとに構造改革を進めている。

ケース2 エクスブド (Exbud)

エクスブドは1977年にKielce建設組合によって設立された総合建設会社。1990年9月に株式会社に改組。資本金500億ズロティ（100万株、額面価格5万ズロティ）。さらに45万株を加えて、発行価格11万2000ズロティで公募。そのうち従業員には5割引で20万株を配分。また、17万5000株を競争入札によって経営権を得る将来の経営陣に販売するために政府が保有。さらに、大口投資家用に17万5000株が優先販売され、現経営陣などが取得。1991年4月16日の最初のセッションで、14万9000ズロティを付けた後、21万7000ズロティまで上がった。全体として株価が低迷するなかで、当初の乱高下を除き例外的に堅調な動きを示している。1990年10月から91年8月までの粗利益は1455億ズロティで、粗売上高利益率は10.6%。国内、輸出ともに、業績良好。

第2図はワルシャワ株価指数の動きであるが、9月末まで株価が連続的に下落し、市場環境が民営化にとって著しく不利な状態にあったことが、一目で分かる。10月以降急速に持ち直したものの、株価の高下が激しく、民営化に有利な状況とは言い難い。1、2の株式の取引額が市場全体の取引額の5割以上を占めるような状態が例外的でないため⁽²⁰⁾、市場全体の動向が個々の企業の特長事情に左右されやすくなっている。確かに、個々の民営化の事例

第2図 ワルシャワ株価指数 (1991年)



(出所) Voice, 1992年1月5日号。

では、政府に代わって企業経営のあり方を監視できる安定株主を作りだそうとする工夫はされているものの、どこまでそれに成功しているかは現在のところ明らかでない。従業員には20%あるいはそれ以下の株式が優先的に公募価格の5割で配分されているが、6月から10月にかけての株価低迷の一因は、かなりの従業員がそれを処分しているためであるといわれている。もしこれが主要取引先の銀行などの大口投資家によって買われているのであれば、ガバナンス構造の「ハード化」に繋がる可能性はある。ただし、これが企業と銀行間あるいは取引関係にある企業間に従来から存在する癒着ともたれあいを補強するだけとすれば、経営環境の「ハード化」に必ずしもプラスの影響があるとはかぎらない。

さて、このような個々の企業の市場価値の推定にもとづいた民営化の方法が、相対価格の大幅な変動が予想される変革期の経済でどれだけの合理性をもつかは大きな疑問であるが、その問題を無視するとしても、コストと時間の両面で、それが国営企業部門の急速な民営化という必要に応えることができないことは当初から自明であった。

小規模の国営企業に関しては、経営者と従業員による企業の買取り、あるいは、将来の買取りの可能性を含むリースの2つの方法によって、1991年5月時点で100を超える国営企業が民営化、あるいは、実質的に民営化された。1991年中には、500を超えるものと予想されている。

しかしながら、国民経済に決定的な比重を占める大・中規模の企業に関してはこの方法では問題が多いため⁽²¹⁾、第3の方法が考え出された。民営化省の大臣ルワンドフスキー(Lewandowski)によって主唱された方法で、売上高と純所得をもとに選ばれたトップ500の国営企業を、50、100と一挙に民営化しようというものである⁽²²⁾。最終案は1992年2月時点ではまだできていないが、外国の専門家によって運営される投資信託が主要な役割を果たすことが知られている。まず、企業を株式会社に転換させ、それをさまざまな株式のパッケージにして、なんらかの方法で投資信託に配分する。国民はクーポン券を国から有料または無料で受け取り、それを投資信託のシェアと一定の比率で交換する。これが、第3の方法の基本的な仕組みである。要点は、民営化による成果を国民に平等に配分するという要求と、企業経営に対する効果的な監視機構を作るというガバナンス上の要求を同時に満たすためのメカニズムとして、株式市場におけるリターンを基準に行動する投資信託を利用しようとしていることである。はっきりしたことは分かっていないが、従業員や年金基金、銀行などの大口投資家への配分も考えているようである。従業員に対する「補償」と、効率的な経営を作り上げるというガバナンス構造上の問題が中心になっていることはいうまでもない。

しかしながら、この第3の方法も当初期待されたほどでなく、1990年の12月に最初の案が出されてから、92年2月時点では、500の企業リストは200に、最初に適用が予定される企業数は100から15へ、とプログラムの規模はかなり縮小している。また、ニューヨークにせよ、ロンドンにせよ、投資信託が企業経営にプラスの影響を与えたという証拠はない。しかも、すでにみたように、株式市場の底が浅く、個別企業の特殊事情に市場全体が振り回されるようなところで、投資信託がどのような役割を果たせるかは全く未知である。

結局、この第3の方法も途中で放棄される可能性がある。

以上、全体としてガバナンス構造の「ハード化」は、あまり進んでいない。

第3節 改革過程のダイナミックス

1992年2月、労働組合「連帯」の全国委員会は予定されていたゼネストへの突入を中止した。公共料金の値上げをめぐる政府と「連帯」の間でストライキを含む対立が続いていたものの、政府の意思は堅固で、たとえば、ワレサ（Walesa）大統領は、公共料金の値上げは政府の専管事項であり、組合はせいぜい最貧層に対する保証を要求し得るにすぎないと主張した。オルシェフスキー（Olszewski）首相の一般的な改革プログラムの見直しの約束と引き替えに、対立が泥沼化することを恐れた「連帯」指導部がゼネストの中止を決定したわけである⁽²³⁾。

「連帯」を基礎に成立した政権が経済改革プログラムをめぐる「連帯」と対立するというこの皮肉な現象は、しかしながら、決して一時的な現象ではなく、経営環境の「ハード化」という変革過程の基本的な特徴に根ざしている。したがって、「ハード化」の目標が達成されるまではこの種の「対立」は経済生活のさまざまな局面で繰り返し生起せざるを得ない。しかも、前節でみたように「ハード化」はあまり進んでいない。それでは、なぜ経営環境の「ハード化」はスムーズに直線的に進むことができないのだろうか。なぜそれは前進と後退を含むジグザグな過程にならざるを得ないのだろうか。

まず指摘できるのは、企業の所有構造がどうあれ、「ハード化」の最大の目標である効率的な企業経営の確立のためには、従業員評議会を上回る強力な経営陣を企業内部に作り出す必要があるという点である。いうまでもなく、生産コストの厳格な管理と統制は効率的な企業経営の基礎的な要件であり、それは、旧来のメカニズムのもとで蓄積された余剰労働資源の整理を含んでいる。また、たとえ雇用量を与えられたものとした場合でも、自由化された

市場に対応する企業内部での労働資源の再配分は必至であり、新しい技術・技能を習得するための労働力の再訓練、市場経済に対応した新しい労働慣行の形成など、既存の労働権益や労働慣行と直接対立する事項が山積みになっている。これらの問題はどれをとっても従業員評議会の権限と抵触することは避けられず、その解決の過程はつねに出口のない対立へと突き進む危険を含んでいる。

金融面での「ハード化」もスムーズに進むとは期待できない。「ソフトな予算制約」下の均衡は、危機を先へ先へと引き延ばす効果をもつため、銀行部門は不良債権を際限なく蓄積し続ける。しかしながら、もちろん、「際限なく」不良債権を蓄積することはできない。危機はいつか爆発する。たとえば、主要銀行のひとつの経営が極度に悪化し、それが金融不安と資本逃避を引き起こす。為替管理が強化され、改革プログラムが後退する。あるいは、金融パニックが起き、それを鎮静化するための大量の救済融資によってインフレが再びハイパー化する。いずれにせよ、金融環境を「ハード化」することなしに、改革プログラムを実行することはできない。しかしながら、金融環境の「ハード化」は、企業の資金繰りをいちどきに悪化させ、倒産や失業を蔓延させる可能性がある。

市場の「ハード化」も容易ではない。これは、競争的な市場を作り出すことに帰着するが、競争的な市場が存在しない状況では、競争的な市場を前提した行動は、企業にとっても、銀行にとっても最適な選択ではない。また、企業や銀行が利潤を指標に行動を選ぶ場合には、競争的な市場を作り出そうとするインセンティブは企業や銀行サイドからは生まれてこない。外国との貿易は競争を生み出す非常に有効なメカニズムであるが、競争力の不十分な国内の企業が経営難に陥り、失業を増大させる。政府が強い指導力を発揮できる状況でないと、市場の「ハード化」は困難である。ところが、市場が競争的でないと、利潤を指標にした企業経営は社会的合理性をもつとはかぎらない。

最後に、緊縮政策自体のもつジレンマをあげることができる。インフレを

抑制し、「ハード」な財政環境を作り出すためには、財政赤字を出さないための緊縮政策が必要である。ところが、緊縮財政は不況と税収欠陥による縮小均衡をもたらし、失業を増大させ、労働の移動性を阻害する。不況が深刻化し、税収ベースの悪化が著しくなると、財政赤字を前提にした拡張政策の必要が主張されるようになる。しかしながら、これも、中央銀行引受けによるインフレにつながる可能性が強く、不況による犠牲をとるか、ハイパーインフレの危険をとるかで政策当局は困難な選択を迫られる。実際、バルセロビッチ・プログラムの継続か、不況政策かをめぐって争われた1991年10月末の総選挙は、60%近い有権者が棄権するなかで、第1党の得票率が12.3%というきわめて戦略的な合従連衡の余地の多い多党乱立型の国会 (Sejm) を生み出した⁽²⁴⁾。選挙後、組閣は困難をきわめたが、12月23日ようやく発足したオルシェフスキ (Olszewski) 政権は、「既存の国営企業を解体した後にのみ健全な経済が生まれるとの考え方を拒否し、不況に歯止めをかけること」を経済政策の基調とすることにした (『日本経済新聞』1991年12月23日)⁽²⁵⁾。

このように、市場経済への移行過程がジグザグなものになることは避けられない。しかしながら、「移行過程は直線的には進まない」という認識は、それ自体が移行過程を遅らせ、それをより振幅の大きいものにする効果をもつ。たとえば、企業経営の採算が悪化した場合でも、もし経営環境の「ハード化」政策が後退して、赤字企業に対してなんらかの救済措置がとられると期待できるのであれば、経営者は無理して費用を切り詰めたり、生産を合理化したりする必要はない。しかし、経営改革はその分だけ遅れ、その結果、後により大きな修正が必要になる。

市場経済への移行は、長期的には、「ソフトな予算制約」下の非効率なナッシュ均衡から、それに優越する「ハードな予算制約」下のナッシュ均衡への移行である。すなわち、個々の経済主体は、「ハードな予算制約」のもとでそれに適応した行動をとることにより、「ソフトな予算制約」下におけるよりも高い利得水準を達成し得る可能性をもつ。しかし、そうすることが個々の経済主体にとって合理性をもつのは、他の経済主体も新しい制度的環境に見

合った行動をとっていると期待できる場合だけである。他の経済主体が旧来の行動様式に依然としてしがみついているとき、1人だけその行動を変えてもかえって利得が下がってしまう。ここでも、移行過程が後退するかもしれないという懸念が、移行過程そのものを遅らせてしまう。

このように、経済体制の変換がどのように進んでいくかという予想・期待が、現在の行動を規定する。このことは、また、現時点において有効な経済改革を進めるためには、将来さまざまな困難にもかかわらず経済改革がともかくも前進するという期待が必要なことを示している。それでは、そのような期待を生み、あるいは、支える力が存在するだろうか。これは興味深い問題であるが、問題がより広範囲にわたってしまうので、次の点を指摘するとどめる。すなわち、改革期待を支える力としてのECの求心力の存在である。貿易構造が旧社会主義圏からECへ急速にシフトしてきており、ECの市場における諸関係を規制する制度や行動原理が、ポーランドにおいてもひとつの規範として働き始めている。EC型の経済といっても多様であるが、その枠組みのなかで将来の経済を考えていることの意味は、改革期待を支える力としてきわめて大きいと思われる。

結び——金融改革の位置——

本章の分析から得られるもっとも実地的な結論は、中央計画経済から市場経済への変換は、恐らく、1年、2年というオーダーではなく、10年、20年というオーダーで考えるべきだという点であろう。改革過程がスムーズに進むことは不可能であり、さまざまな政治的・社会的勢力の間で、ときとして危機的な対立をはらみながら、改革は進まざるを得ない。市場制度が定着するまでにはもっとも順調にいった場合でも今世紀一杯では不可能と思われる、対立が泥沼化した場合には、さらに10年、20年と市場経済への変換は遅れるかもしれない。

このような長期的な変換過程のなかで、金融システムの改革はどのような位置を占めるだろうか。本章の分析によれば、二層銀行制度の導入などの表面的な制度改革にもかかわらず、経済システム全体のもつ諸問題は、依然として金融システムに集中してしわ寄せされており、金融システムは安定性を欠いたままである。どのようにして安定な金融システムを作り出すか、これが中心的な課題である。しかし、現在の構造に変化がないものとするれば、長期的な変換過程で繰り返し生起するであろう経済危機は、金融システムをますます不安定なものにしていく可能性が強い。

それでは、予期される政治・経済危機から相対的に安定な金融システムを作るためにはどうしたらよいだろうか。金融政策と銀行行動になんらかの明瞭なディシプリンが必要なのは明らかである。しかし、これは必ずしもk%ルールのような硬直的なルールを採用することを意味しない。国営企業部門の経営改革そのものにはほとんど手がつけられていない状況で、たとえばk%ルールのように、企業経営の金融環境を突的に「ハード化」したとしたら、倒産や失業などの犠牲がいたずらに大きくなり、金融規律自体を結局は放棄せざるを得ない状況に陥ってしまうであろう。金融システムの改革が経営改革に先行して市場経済への変換過程をリードするといったことは、金融システムの安定性を高めるためには、望ましいとは思われない。むしろ、経営改革の進行に応じて、それと同時にあるいは多少遅れて、金融規律を確立していくのが適当であろう。すなわち、金融仲介機関は優良な投資プロジェクトや経営体のみ資金を提供し、中央銀行はそのような金融機関を支える、というごく基礎的な金融規律を確立することを目指すべきである。

その意味では、西欧や日本の金融システムに蓄積されたノウハウなどの金融技術を移転することは、非常に有用であると思われる。しかしながら、繰り返してみたいように、現在、基礎的な金融規律を確立するうえで障害になっている最大の要因は、金融機関の抱える大量の不良債権であると思われる。不良債権・債務を整理すること、これが最優先されるべき課題であろう。もし不良債権の整理を経営改革の梃子として有効に使う方法が発見できるならば、

さらに良い。経営改革と同時に金融システムを強化することにもつながる可能性があるためである⁽²⁶⁾。

〔付記〕 横浜市立大学弦間正彦教授に資料などで多大な援助を受けた。記して謝意を表す。

〔注〕 _____

- (1) 代替的な政策の評価基準に関する社会的合意を形成する過程で、最終的な社会的決定を有利なものにするために、諸個人が「戦略的」に行動することはよく知られている。
- (2) 集権的中央計画経済における経営環境は、「ソフトな予算制約」をさらにいっそう弱くしたものと考えることができる。理想的なスターリン体制のもとでは、予算制約という概念は意味をもたない。実物的な財だけが問題になる。Kornai, Janos, "The Hungarian Reform Process: Visions, Hopes, and Reality," *Journal of Economic Literature*, 第24巻, 1986年12月。
- (3) Kornai, Janos; Agnes Matis, "The Softness of Budgetary Constraints: An Analysis of Enterprise Data," *Eastern European Economics*, 1987年夏。
- (4) Wojciechowska, Urszula, "An Important Lesson: Five Years of Studying the Polish Reform," *Eastern European Economics*, 1988年春。
- (5) これはパレート非効率なナッシュ均衡の一例である。ここから抜け出すためには、プレーヤー間に十分な協力と信頼が成立すること、将来のペイオフが重視されること、などの条件が必要であるが、「連帯」政権の成立とバルセロビッチによるインフレ制御のプログラムは、まさにそれであったといえる。
- (6) 1988年までは、中央銀行内部における商業銀行経営に対応する活動。
- (7) 一見奇妙なのは、1988、89年と支払い準備が大幅に増加していることで、89年には、中央銀行からの借入増22兆1000億ズロティの71%にあたる15兆7000億ズロティが支払い準備増に充てられている。商業銀行部門全体としてみるとこれは明らかに不合理であるが、1988年に中央銀行から分離・設立され、89年から操業を開始した9行の商業銀行間に、取引のネットワークが整備されていないために、一部の銀行では資金不足、他の銀行では超過準備という非効率な状況が発生しているものと推測される。
- (8) 企業部門の旺盛な資金需要を中央銀行から商業銀行への貸出を通じて貨幣部門全体として支えるメカニズムは成長率の高い経済でよく観察されるが、ポーランドの場合は実質生産が停滞するなかで起きており、資金需要の中身は

設備投資ではない。

- (9) 競争的な市場が存在しない状況では、競争的な市場を前提した行動が企業にとって最適な選択でないことはいうまでもない。また、企業が利潤を行動指標に選ぶ場合、競争的な市場を作り出そうとするインセンティブは、企業サイドからは生まれてこない。
- (10) 対ドルの国内通貨建て為替レートでは、国内通貨のドルに対する価値の下落は為替レートの上昇で表される。それに対し、実効為替レートは、名目、実質とも、国内通貨の価値を外国通貨の価値で表したもので、国内通貨の価値の下落は為替レートの下落で表される。
- (11) 公的レートによる取引以外にも、競争価格による入札制度が企業と銀行の間で存在し、落札レートで取引が行われた。また、1989年3月からは、個人（企業は除外）が為替銀行や公認の両替業者と自由なレートで取引できるようになった。この後者の取引市場では、1989年9月には、1ドル=1万ズロティまで、ズロティの価値が下落し、公的レート1ドル=1450ズロティとの間に極端な乖離が生まれた。その後、ズロティの自由レートは、4500ズロティまで上昇したが、再び減価し、1989年末には9500ズロティまで下落した。
- (12) とくに断らないかぎり、貿易収支、国際収支は、IFS統計における交換性のある通貨によるもののみを指す。実際には、コメコン諸国との貿易を除いたもの。
- (13) 実質実効為替レートの切下げが貿易収支を改善させるまでにはタイムラグがあり、短期的にはかえって貿易収支を悪化させるという事実が多く、多くの国で観察され、Jカーブ効果として知られている。第1図は年次データであり、タイムラグの問題はある程度緩和されていると思われるが、実際には、複雑なラグ関係が存在すると思われる。第1図は、議論の整理に有用な範囲で使うだけで、Jカーブ効果の存在を否定しているわけではない。
- (14) リプトンとサックスは、1989年から90年への実質賃金の低下は必ずしも厚生水準の低下を意味しないと議論している。1989年には店頭から商品が消えてしまったため高い実質賃金が高い購買力を意味せず、高い実質賃金にもかかわらず実際の消費水準は90年のそれよりも低かった可能性があるとしている。Lipton, D.; J. Sachs, "Creating a Market Economy in Eastern Europe: The Case of Poland," Brookings Papers on Economic Activity, Vol. 1, 1990年/同"Privatization in Eastern Europe: The Case of Poland," Brookings Papers on Economic Activity, Vol. 2, 1990年。
- (15) 1991年末に失業者数はおよそ214万に達しており、92年末には300万を超える予想されている。*Financial Times*, 1992年2月18日。
- (16) 第6表とは、やや値が異なっているが、1989年末の準貨幣700億ズロティのうち、136億ズロティがズロティ建て、544億ズロティが外貨建てであり、それに

対し、90年末の準貨幣は963億ズロティのうち、365億がズロティ、598億が外貨建てである。M2に占める外貨建て預金の比率は、1989年末の62.7%から90年末の31.6%へと下がった。IMF, *Republic of Poland: Recent Economic Developments*, ワシントンD.C., 1991年/同, *International Financial Statistics*, (テープ), 1991年7月25日。

- (17) 金融システムの安定性に対する懸念が集中的な形で現れるのは銀行に対する取付や資本逃避であるが、ハンガリーでも1990年前半に相当規模の資本逃避を経験した(中央銀行の外貨準備の4分の1が流出)。4月の選挙結果とブルガリアの対外債務の返済停止措置をきっかけとして、外国銀行が資本を引き揚げたのが主因であるといわれている。OECD, *Financial Market Trends*, パリ, 1991年。
- (18) ガバナンス構造という用語は、産業組織論で広く使われるようになった。経済取引を管理するための明示的なあるいは暗黙のさまざまな契約関係の全体(メカニズム)である。ここでは、企業の経営者と監督省庁を含むそれ以外のさまざまな経済主体との間の経済取引を管理するための多様な契約関係や仕組みを指す(経済取引という概念は、労働サービスや資本サービスを含む広義の取引である)。
- (19) 国民経済全体に占める割合は小さいものの民間企業数は急速に伸びている。しかしながら、その多くは商業部門で、しかも輸入業務に従事しているものが多く、近代的な製造業部門にその足場を築くまでにはかなりの時間がかかりそうである。
- (20) たとえば、10月22日のセッションではズィヴェツ(Zywiec) 1社で市場取引額の71.2%を占めている。*Voice*, 1991年11月3日。
- (21) 資産規模が非常に大きいこと、国有資産の分配が不公平になること、など。
- (22) 1990年8月に実施されたIFCによる調査によれば、トップ500社が生産的部門において売上高と純所得に占めるシェアは、それぞれ47%と60%であった。企業数では約6%である。
- (23) *Voice*, 1992年2月23日。
- (24) この極端に低い投票率はさまざまな解釈が可能であるが、政治のレトリックにもかかわらず、誰が政権を取っても政策の選択の幅は限られており、犠牲を払わなければならないのは自分たちであるという冷めた認識を背景としているように思われる。
- (25) これらのさまざまな現象に共通してみられるのは、個別利益と全体的利益、短期的利益と長期的利益の対立と背反である。個別利益への固執が、結果としてどの意思決定主体にとっても不満足な最悪の状態に陥ってしまう可能性は、ゲーム理論で囚人のジレンマやチキン・ゲームとしてモデル化され分析されてきた。囚人のジレンマ・ゲームにおいては、両者のコミットメントやゲームの

繰返しがジレンマ状況を抜け出す鍵を与えてくれることが知られている。それに対し、チキン・ゲームはより不安定である。このゲームで勝つ鍵は、「結果がどうあれ」あるいは「損を覚悟で」、ひとつの行動にコミットしてしまうことであるが、もしプレーヤーの双方がそう考えて、ある戦略的行動に完全にコミットしてしまうと、対立が泥沼化し最悪の結果が生じてしまう。最悪の結果を避けようとする、どちらかのプレーヤーが相手に譲らなければならない。ポーランドにおける改革過程は、このチキン・ゲームの繰返しとしてモデル化できると思われる。

- (26) マッキノン²⁶⁾は、企業と銀行の癒着によるモラルハザードの問題を回避するために、当面、自由化された企業に対する銀行の信用供与を停止すべきだと主張している。興味深い提案であるが、不良債権・債務を大量に抱えたままでは、実行不可能であろう。McKinnon, R.I., *The Order of Economic Liberalization: Financial Control in the Transition to Market Economy*, ボルチモア, Johns Hopkins University Press, 1991年。